

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

租税特別措置法関係通達（法人税編）について、「第8章 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例」及び「第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率」の「第63条の2《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係」を廃止するとともに、「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の5～第49条《共通事項》関係</p> <p>第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の8《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の9《自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の10《沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の11《製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 割増償却</p> <p>第3款 法人税額の特別控除</p> <p>第42条の12《中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第43条《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p>	<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の5～第49条《共通事項》関係</p> <p>第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の8《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の9《製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 割増償却</p> <p>第3款 法人税額の特別控除</p> <p>第43条《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p> <p>第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の2《高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》関係</p> <p>第44条の6《特定電気通信設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の7《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》関係</p> <p>第44条の9《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第45条の2《中小企業者の機械等の特別償却》関係</p> <p>第46条《中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 特定業種の範囲</p> <p>第2款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第3款 対象となる資産の範囲</p> <p>第4款 その他</p> <p>第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p> <p>第47条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲</p> <p>第2款 床面積基準</p>	<p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p> <p>第43条の3《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第43条の4《特定中核的民間施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の2《高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》関係</p> <p>第44条の6《特定電気通信設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の7《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》関係</p> <p>第44条の9《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第45条の2《中小企業者の機械等の特別償却》関係</p> <p>第46条《中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 特定業種の範囲</p> <p>第2款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第3款 対象となる資産の範囲</p> <p>第4款 その他</p> <p>第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</p> <p>第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p> <p>第47条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲</p> <p>第2款 床面積基準</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 その他</p> <p>第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係 第49条《鉱業用坑道等の特別償却》関係 第50条《植林費の損金算入の特例》関係 第52条《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》関係 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係</p> <p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8《共通事項》関係 第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係 第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係 第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係 第55条の6《海洋油田・ガス田廃鉱準備金》関係 第55条の7《特定災害防止準備金》関係 第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係 第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係 第56条の3《計画造林準備金》関係 第57条《プログラム等準備金》関係 第57条の2《渇水準備金》関係 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係 第57条の8《特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第3章 技術等海外取引に係る課税の特例</p> <p>第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第5章 特別自由貿易地域における課税の特例</p>	<p>第3款 その他</p> <p>第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係 第49条《鉱業用坑道等の特別償却》関係 第50条《植林費の損金算入の特例》関係 第52条《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》関係 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係</p> <p>第2章 準備金</p> <p>第55条～第57条の8《共通事項》関係 第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係 第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係 第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係 第55条の6《海洋油田・ガス田廃鉱準備金》関係 第55条の7《特定災害防止準備金》関係 第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係 第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係 第56条の3《計画造林準備金》関係 第57条《プログラム等準備金》関係 第57条の2《渇水準備金》関係 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係 第57条の8《特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第3章 技術等海外取引に係る課税の特例</p> <p>第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第59条《特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p>第6章 協同組合の課税の特例 第61条《農業協同組合等の留保所得の特別控除》関係</p> <p>第7章 農業生産法人の課税の特例 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他</p>	<p>第5章 協同組合の課税の特例 第61条《農業協同組合等の留保所得の特別控除》関係</p> <p>第6章 農業生産法人の課税の特例 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第7章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第8章 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例 第62条の2《新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例》関係 第1款 新規取得土地等の範囲 第2款 負債の利子 第3款 負債利子損金不算入期間 第4款 負債利子損金不算入額の計算等 第5款 その他</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>	<p>第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p>
	<p><u>第63条の2《超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係</u></p> <p><u>第1款 課税対象の範囲等</u></p> <p><u>第2款 収益の額</u></p> <p><u>第3款 原価の額</u></p> <p><u>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</u></p> <p><u>第5款 適用除外関係</u></p> <p><u>第6款 その他</u></p>
<p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第65条の12《共通事項》関係</p> <p>第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p>	<p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第65条の12《共通事項》関係</p> <p>第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 事業の用に供したことの意義等 第 3 款 圧縮限度額の計算等 第 4 款 特別勘定 第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例 第 66 条の 4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例 第 66 条の 5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係</p> <p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 第 66 条の 6～第 66 条の 9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 14 章 その他の特例 第 66 条の 10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係 第 66 条の 11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 66 条の 12 及び第 66 条の 13《欠損金の繰越期間の特例》関係 第 67 条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係 第 67 条の 4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第 67 条の 5《特定の公社債等を交換した場合の課税の特例》関係 第 67 条の 6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係 第 68 条の 2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係 第 68 条の 3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第 68 条の 5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》</p>	<p>第 1 款 対象資産の範囲等 第 2 款 事業の用に供したことの意義等 第 3 款 圧縮限度額の計算等 第 4 款 特別勘定 第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例 第 66 条の 4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例 第 66 条の 5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係</p> <p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 第 66 条の 6～第 66 条の 9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 14 章 その他の特例 第 66 条の 10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係 第 66 条の 11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係 第 66 条の 12 及び第 66 条の 13《欠損金の繰越期間の特例》関係 第 67 条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係 第 67 条の 4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係 第 67 条の 5《特定の公社債等を交換した場合の課税の特例》関係 第 67 条の 6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係 第 68 条の 2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係 第 68 条の 3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第 68 条の 5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》</p>

改 正 後	改 正 前
関係	関係